



災害発生時における介護サービス施設・事業所の 被害状況の報告方法等について

茨城県 福祉部 長寿福祉課

災害発生時には、各介護施設・事業所（以下、「施設等」という。）の被害状況を、介護サービス情報公表（報告）システム内蔵の「災害時情報共有システム」により、県に報告してください。

■ 本取扱いの対象施設等

区分	サービス種類
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
居宅サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（医療機関のみなし指定事業所を除く。）、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（医療機関のみなし指定事業所を除く。）
地域密着型サービス	地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所

※特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は、本通知ではなく、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の取扱いにより、被害状況を報告してください。

災害発生時の対応の流れ

①国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、「災害時情報共有システム」に、施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。

②県から施設等に対する連絡

厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、県から施設等に対し、メール等により、システム上での被害状況報告を依頼します。

③施設等における被害状況の報告

県からの連絡を受けた後、施設等は、すみやかにシステム上で被害状況を報告してください。

平時（災害発生前）の準備（1）

①ログイン情報の確認

「災害時情報共有システム」は、介護サービス情報公表（報告）システムに内蔵されています。
介護サービス情報公表（報告）システムにログインできるか、平時のうちご確認ください。
また、ユーザIDやパスワードを紛失しないように保管してください。

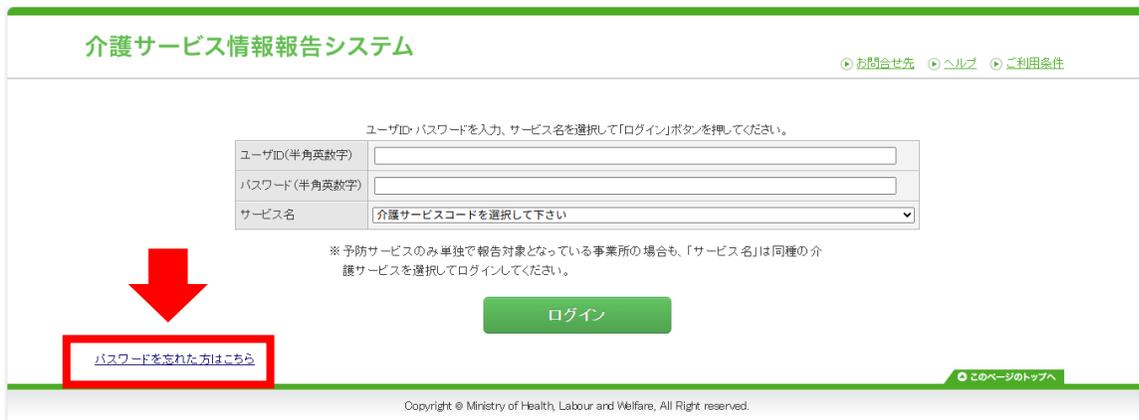
■ログイン画面URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

■ユーザID：介護保険事業所番号と同じ（「08」から始まる10桁）

平時（災害発生前）の準備（2）

< システムログイン用パスワードを忘れた場合は… >

- システムログインページの「パスワードを忘れた方はこちら」から、パスワードリセットを申請してください。システムで登録済みのメールアドレスに、パスワード再設定のメールが送信されます。



- システムでメールアドレスを登録していない場合など、上記の方法でパスワード再設定ができない場合は、[「再発行依頼書」](#)を記入のうえ、茨城県長寿福祉課あてにメールまたはFAXで提出してください。

※再発行依頼書を提出する前に、システムログインページからのパスワード再設定をお試しく下さい。

平時（災害発生前）の準備（3）

②緊急時メールアドレスの登録

ログインした画面の、「緊急時の担当者の連絡先」に登録されているメールアドレスを確認し、必要に応じて修正してください。また、未登録の場合は登録してください。

※災害発生時には、当該メールアドレスに被害状況報告の依頼を送ります。災害発生時に、どの時間帯でも迅速に連絡をとることができるメールアドレスを登録してください。

平時（災害発生前）の準備（4）

< 緊急時メールアドレスの登録画面 >

■ ログイン後のトップページ

手順5 事業所の連絡先

● 情報公表の担当者の連絡先設定 任意

本システムで報告した調査票の内容について、管轄の自治体から連絡させていただく際の、事業所の連絡先を記入してください。
連絡先を入力する場合は、担当者氏名と電話番号を必ず入力してください。
※「メールアドレス」「電話番号」は入力に誤りがあると、ご迷惑をおかけする原因となります。登録前にお間違いないか必ずご確認ください。
なお、連絡先の設定内容が一般向けに公表されることはありません。

担当者氏名	茨城 太郎
メールアドレス	chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp
電話番号	0293013343
備考	

このアドレスには、パスワードを忘れた場合の再設定のメールが送信されます
※緊急時メールアドレスはこちらではありません

報告内容の連絡先を保存する

● 緊急時の担当者の連絡先設定 必須

災害発生時に連絡がつく電話番号等、災害発生時の連絡先として適切な内容を記載してください。
自治体が、災害発生時に迅速かつ的確に施設・事業所の被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、管内の社会福祉施設等のリストを毎年度当初に作成(更新)することになっています。
この欄の情報は、そのリストに記載する情報としてのみ利用します。その他
※「メールアドレス」「電話番号」は入力に誤りがあると、ご迷惑をおかけする原因となります。登録前にお間違いないか必ずご確認ください。
※メールアドレスを持たない事業所様でも、個人の携帯電話のメールアドレスを入力してください。
なお、連絡先の設定内容が一般向けに公表されることはありません。

担当者氏名	茨城 花子
メールアドレス	chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp
電話番号	0293013321
備考(必要な場合のみ記入)	

このアドレスに、被災状況報告の依頼を送信します

クリックして入力内容を保存

緊急連絡先を保存する

平時（災害発生前）の準備（5）

③被災状況の報告フォームの確認

ログインした画面の、「被災状況の報告」から、報告フォームにアクセスし、災害発生時の報告内容や操作方法等をご確認ください。

※直近の災害について、実際に操作のうえ、「被害なし」等の報告をしてください。

平時（災害発生前）の準備（6）

< 被害状況の報告画面 >

■ ログイン後のトップページ

被災状況報告

被災状況の報告

1 被災状況の報告

クリックして次画面へ



■ 被災状況報告のページ

被災状況報告

報告する災害の選択

災害ごとに報告フォームが表示されます

連番	選択	災害名	期間	前回報告日時	被災確認担当都道府県・政令指定都市
1	<input checked="" type="radio"/>	令和7年台風5号及び低気圧による大雨	期間なし		北海道札幌市、青森県岩手県宮城県仙台市秋田県山形県福島県茨城県栃木県群馬県埼玉県さいたま市千葉県千葉市東京都神奈川県横浜市川崎市相模原市新潟県新潟市富山県石川県福井県山梨県長野県岐阜県静岡県静岡市浜松市愛知県名古屋市三重県滋賀県京都府京都市大阪府大阪市堺市兵庫県神戸市奈良県和歌山県鳥取県島根県岡山県岡山市広島県広島市山口県徳島県香川県愛媛県高知県

報告する災害を選択

クリックして
報告フォームへ

選択した災害の被災報告をする

前画面に戻る

■県内における災害の性質や範囲等により、被害が生じたときのみ報告いただく場合と、被害が生じていなくても報告いただく場合があります。

県からの被害状況報告依頼の内容を、その都度ご確認願います。

■被害状況の報告について、同じ施設等で複数の事業を行っている場合は、まとめて報告いただいても構いません。

ただし、入所施設と入所施設以外では報告項目が異なっているため、別々に報告してください。

- ・まとめて報告可 : 介護老人福祉施設と併設短期入所生活介護事業所など
- ・まとめて報告不可 : 介護老人福祉施設と併設通所介護事業所など

■災害時情報共有システムの操作方法については、以下の操作マニュアルを参照してください。

【操作マニュアル(報告システム 被災状況報告編)_ver1.3】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_3.pdf